

● 予防届の提出について

利用者と包括支援センターとの契約後、利用者から予防届「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」と介護保険被保険者証（ない場合は再交付申請書）の預かり、市役所への提出を忘れないよう、ご注意ください。

- ・ 要支援認定、事業対象者となって、初めてサービスを利用する場合
- ・ 要支援認定の認定期間終了後、期間をあけて認定申請後にサービスを利用するとき
- ・ 要介護から要支援に変更となったとき
- ・ 包括支援センターから委託を受ける居宅介護支援事業所が変更となる時
- ・ 名護市に転入し、地域包括支援センターや地域包括支援センターから委託を受ける居宅介護支援事業所が変更となる時
- ・ 要支援者、事業対象者について、名護市内の転居等により地域包括支援センターの管轄区域が変わるとき

※担当包括について、名護市ホームページ（地域の高齢者相談窓口「地域包括支援センター」について）ページを参照

予防届の適用を提出月からではなく翌月からの場合は、予防届の変更年月日への記載を忘れずに行ってください。

※介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書の様式については、名護市役所ホームページよりダウンロードできます。